

随意契約理由書

1 業 務 名	阪神高速道路の橋梁構造物のアセットマネジメントに資するDX技術検討及びその他業務（2025年度）
2 業 者 名	一般財団法人阪神高速先進技術研究所

本業務では、点検および維持管理の効率化・高度化等に向け、技術審議会の審議内容および既往の業務「阪神高速道路の橋梁構造物のアセットマネジメントに関する検討及びその他業務（2023年度）」等を踏まえ、最新のデジタル技術を活用した阪神高速のアセットマネジメントに資する高度な技術検討を行う。具体的には、維持管理に必要な点検データ等の3次元モデルへの反映に向けた技術検討、ひび割れの重要度評価も加味した橋梁の変状・異常検知に関する技術検討、専門的知見に基づく特徴量を用いた劣化・損傷の進展予測に関する技術検討およびその他関連する技術審議会の運営補助等を行うものである。

本業務を行うにあたっては、以下の要件が求められる。

- ① 点検、維持管理および補修・補強に関する高度で最新の技術や専門的知見に精通すること。
- ② 阪神高速道路の抱える技術的課題に取り組んだ経験のある学識経験者との連携体制を有すること。
- ③ 阪神高速グループにおける過年度からの調査研究実績を考慮した検討が可能であること。

一般財団法人阪神高速先進技術研究所（以下、「当該研究所」という。）は、以下の要件を満足している。

- ① 「阪神高速道路の橋梁構造物のアセットマネジメントに関する検討及びその他業務（2023年度）」や「橋梁構造物の劣化・損傷の進展予測に関する技術検討及びその他業務」を当社から受注し、土木構造物の点検及び診断業務に従事する技術者を対象とした講習会、資格試験を行う等、点検、維持管理および補修・補強に関する先進的な技術・専門的知見を有している。
- ② 当社の技術審議会の委員及び顧問をメンバーに含む有識者委員会を有し、阪神高速道路に精通した学識・有識者による審議を踏まえた検討が可能である。
- ③ 「阪神高速道路の技術基準に関する調査研究業務及び審査業務」等の技術検討業務を複数回受注し、当社の設計基準の改訂に関連する研究・技術審査に携わった経験がある。

このように、当該研究所は上記要件を全て満たしていると認められる。

また、本業務と同種業務を過去10年間のうち複数回、当該研究所以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したが、参加意思確認書の提出者がいなかったことから、現時点において、当該研究所が本業務を実施可能な唯一の機関と認められる。

よって、阪神高速道路株式会社契約規定第2条第2号の規定により当該研究所と随意契約するものである。

阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。